

65歳以上の方のデイサービス等ご利用にあたり 平成29年4月から利用事業所が変わります。

お願い

介護保険制度の改正に伴い、本町では平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。この事業は、65歳以上の方を対象にいつまでも元気で住み慣れた地域で生活できるようニーズに合った介護予防や生活支援サービスを総合的に提供する事業です。



皆様の貴重な保険料をお預かりし適正な運営に努めておりますが、平成27年度は要介護認定者が減少し介護報酬もマイナス改定が行われたにもかかわらず、給付費総額は約2千6百万円増加しており、このままでは保険料基準額を上げざるをえない状況となっております。

平成29年度は第7期介護保険事業期に向け保険料基準額を決定する大事な年となります。今回、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るとともに住民皆様の総意である介護保険料基準額の引き下げを目指してデイサービス等の利用事業所の調整に取り組むものです。

調整方法

デイサービス等の利用事業所 <平成29年4月～>

1. 要介護1～5の方

➡ 社会福祉法人運営の各デイサービスセンター（社会福祉協議会を除く）

2. 要支援1及び2の方

➡ 原則として美波町社会福祉協議会のデイサービスセンター竜宮

3. 介護保険の認定をお持ちでないデイサービス利用の方（生きがい）

➡ 原則として美波町社会福祉協議会のデイサービスセンター竜宮

※今後、美波町社会福祉協議会は軽度認定者に対する介護予防（ヘルパー、デイサービス等）事業に専念するものです。

※利用者の皆様には、個別に担当ケアマネジャー等を通じご説明いたします。状況に応じて例外措置を設けていますので、調整方法はこの限りではありません。

皆様には本町の考えにご賛同くださいますとともにご理解ご協力の程よろしくお願い致します。

お問い合わせ先

役場保健福祉課 介護保険係 ☎77-3614
美波町地域包括支援センター ☎77-1171

